

一般社
117
9

[別紙]
様式1

事業報告書
自 令和7年 5 月 1 日 至 令和8年4月30日

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 一省会
- ① ☐財団 ☒社団(☐出資持分なし ☒出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐出資額限度法人
- ☒その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- 注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県大村市寿古町767番地
- 注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成5年8月23日

- (4) 設立登記年月日 平成5年9月1日

2 事業の概要

(1)本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	長崎医院	421 0521201	長崎県大村市寿古町 767番地	病床なし ※令和5年6月末をもって病床廃止
診 療 所	ながさき おおば内科・ 消化器内科クリニック	421 0522274	長崎県大村市皆同町 162番地2	病床なし

- 注)1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月27日	令和6年度決算の決定
令和7年6月27日	令和7年度の借入金額の最高限度額の決定
令和7年6月27日	理事報酬額改定の決定

様式 3-4 (診療所のみを開設する医療法人・経過措置型医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地

貸 借 対 照 表

(令 和 8 年 4 月 30 日 現 在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	136,513	I 流動負債	17,009
II 固定資産	96,060	II 固定負債	87,724
1 有形固定資産	79,306	負 債 合 計	104,733
2 無形固定資産	72	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	16,682	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	117,840
		IV 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	127,840
資 産 合 計	232,573	負債及・純資産合計	232,573

様式４－２(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町 7 6 7 番地

損 益 計 算 書

自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日

(単位：千円)

科 目	
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	203,100
2 事業費用	195,744
本来業務事業利益	7,356
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,356
II 事業外収益	1,202
III 事業外費用	1,421
経常利益	7,137
IV 特別利益	614
V 特別損失	269
税 引 前 当 期 純 利 益	7,482
法 人 税 等	1,226
当 期 純 利 益	6,256

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 一省会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市寿古町767番地

財 産 目 録

(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額	232,573 千円
2. 負 債 額	104,733 千円
3. 純 資 産 額	127,840 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A. 流 動 資 産	136,513
B. 固 定 資 産	96,060
C. 資 産 合 計 (A+B)	232,573
D. 負 債 合 計	104,733
E. 純 資 産 (C-D)	127,840

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 一省会

理事長 長 崎 省 吾 殿

私は、医療法人 一省会の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1)事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3)計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 29 日

医療法人 一省会

監事 中 溝 留 美

